広島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目　的

この調達方針は、国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者支援施設等、特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所並びに在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品・役務の調達を推進することを目的とする。

２　適用範囲

　　この方針は、本市の全ての部局に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

⑴　障害者支援施設等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく以下の施設・事業所等

ア　障害者支援施設

イ　地域活動支援センター

ウ　障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設

⑵　障害者を多数雇用している企業等

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づく特例子会社（以下「特例子会社」という。）

イ　重度障害者多数雇用事業所

* 重度障害者多数雇用事業所の要件（次の全ての要件を満たすこと。）

1. 障害者の雇用数が5人以上
2. 障害者の割合が従業員の20％以上
3. 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上

⑶　在宅就業障害者等

ア　在宅就業障害者

イ　在宅就業支援団体

４　調達目標及び実績の公表

⑴　毎年度、当該年度の障害者就労施設等からの物品・役務の調達の目標を定め、公表するものとする。

⑵　毎年度の終了後、障害者就労施設等からの物品・役務の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

５　調達の推進方法

⑴　障害者就労施設等が提供可能な物品の情報収集・提供

健康福祉局障害福祉部障害自立支援課（以下「障害自立支援課」という。）は、障害者就労施設等が提供可能な物品・役務についての情報を収集し、市調達担当部局に提供する。

⑵　政策目的随意契約の活用による調達

市調達担当部局においては、提供された情報等を参考に調達可能な物品・役務を検討し、政策目的随意契約を積極的に活用の上、障害者支援施設等及び在宅就業障害者等から、広島市就労支援センターも活用しつつ物品等の調達を推進する。

⑶　新たな品目の開発の促進

広島市就労支援センターにおいては、市調達担当部局が発注し易い品目を増やすため、市調達担当部局のニーズを把握しながら、障害者支援施設等及び在宅就業障害者等における新たな品目の開発を促進する。

⑷　障害者雇用推進事業者認定制度の活用による調達

市関係部局においては、障害者を多数雇用している企業等がより多くの入札に参加できるよう、障害者雇用推進事業者認定制度を積極的に活用する。

⑸　その他の取組

　　 障害自立支援課は、契約担当部局等と連携しながら、総合評価競争入札制度の活用等、障害者雇用の促進や障害者就労施設等が参入しやすい契約制度について検討する。

６　調達の推進体制

⑴　障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本市に「障害者就労施設等からの物品等調達推進連絡会議」を設置する。

⑵　構成員

別紙のとおり。

７　施行期日

⑴　この方針は、平成25年10月21日から施行する。ただし、平成25年度における調達実績は、平成25年4月1日以降の契約をすべて含むものとする。

⑵　改正後の方針は、平成27年4月1日から施行する。

【別紙】

障害者就労施設等からの物品等調達推進連絡会議

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 構成員 |
| 会長 | 健康福祉局障害福祉部長 |
| 副会長 | 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課長 |
| 委員 | 危機管理室危機管理課長 |
| 企画総務局総務課長 |
| 財政局財政課長 |
| 財政局契約部物品契約課長 |
| 市民局市民活動推進課長 |
| 健康福祉局健康福祉企画課長 |
| こども未来局こども未来調整課長 |
| 環境局環境政策課長 |
| 経済観光局経済企画課長 |
| 都市整備局都市整備調整課長 |
| 道路交通局道路交通企画課長 |
| 下水道局経営企画課長 |
| 各区区政調整課長 |
| 会計室次長 |
| 消防局総務課長 |
| 水道局企画総務課長 |
| 議会事務局総務課長 |
| 教育委員会総務課長 |
| 選挙管理委員会事務局啓発課長 |
| 人事委員会事務局任用課長 |
| 監査事務局監査第一課長 |
| 農業委員会事務局次長 |